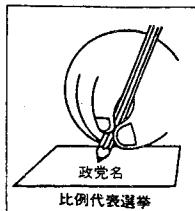


★ 比例代表選出議員選挙  
(旧全国区)の投票方法

投票については、投票記載所に名簿を届け出た政党等の名称及び略称のみが掲示されていますので、投票用紙に政党等の名称又は略称を記入して下さい。

また、投票所には名簿を届け出た政党等の名称、略称及び当選人となるべき順位をつけた候補者の氏名が掲示されていますので、よく確かめた上で政党等の名称又は略称を記入して下さい。



◎ 投票所について

各投票区の投票所は次のとおりです。

代理投票の補助者(事務従事者)から代筆してもら

● 時間 午後7時  
場所 月潟村役場

◎ 代理投票について

字を知らない方や、けがなどで字の書けない方は、投票所で係員に申し出て下さい。

もし、入場券が届かなかつたり、なくした場合でも選舉権があり選舉人名簿に登録されている人は投票でありますので、投票所で係員に申し出て下さい。

又、あなたの投票所は、入場券に記載してある投票所です。それ以外の投票所では投票できません。

● くわしいことは、選舉管理委員会へお問い合わせ下さい。

比例代表選出議員

政党が提出する名簿に載ること



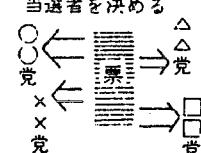
政党単位で行う立候補者個人の選舉戦は禁止



政党名を書く



各党の獲得票をドント方式で配分  
当選者を決める



50人



76人

得票数の上位者から当選者を決める

選舉区選出議員

立候補  
47選挙区  
本人もしくは推せん人が届け出る

選挙戦  
△男に  
これまで通り個人の選挙戦が行える

投票  
投票用紙  
立候補者個人名を書く